

2015年度A日程入試 民法

[1] Dが、2014年2月5日にBに対し甲地の明渡しを請求した場合、かかる請求は認められるか。Bの時効取得の可能性に留意して論じて下さい（35点）。

<解説>

(1) Dが2014年2月5日の時点でBに対し甲地の明け渡しを請求するためには、DがCから有効に所有権を取得し、かつ対抗要件を具備していることが必要である。本件では、甲地はまずAからBに贈与され、その後、Aの相続人CからDに譲渡されているが、被相続人Aと相続人Cは同一視されるので、本件はA（C）B間、A（C）D間の二重譲渡となる（相続介在二重譲渡）。従って、Bは登記がなければDに対抗することができないので、Dの明渡し請求は認められることになる（10点）。

<採点基準>

- ①相続介在二重譲渡への言及—5点
- ②Bは登記がなければ対抗できないこと—5点

(2) しかし、本問では、Bは2014年2月5日の時点で10年以上甲地を占有しており、かつ善意無過失占有なので、甲地を時効取得しているとも考えうる。しかし、162条では「他人の物」の占有と規定されているので、Bがそもそも甲地を時効取得しうるのかどうか、また、Bには登記がないので登記のあるDに対して時効取得を主張しうるのかという点も問題となる。

1) 前者の問題は「自己の物」の時効取得といわれる問題であるが、判例・通説は、以下のような理由から、162条の「他人の物」は例示であるとして、「自己の物」の時効取得を認めている。

- ①時効は、何人かを問わず永続する事実状態を権利関係に高めようとする制度なので、自己の物に対する時効取得を排除する必要はない。
- ②二重譲渡では登記の不備などで自己の所有権を対抗できない場合があり、その意味で他人物ととしての色彩がある。
- ③自己の物でも、立証の困難や対抗力の不備を補う実益がある。

2) また、後者の問題については、判例は、時効取得者は、時効完成前の第三者、時効完成時の所有者は当事者であるので、登記なくして時効取得を対抗しうるとしている。

従って、判例の立場に立てば、本問では、Bは登記なくしてDに時効取得を主張しえ、それゆえ、甲地の明け渡しに応じなくてもよいことになる。

<採点基準>

- ①問題設定—5点
- ②「自己物の時効取得」についての規範の提示—8点
- ③あてはめ—2点
- ④登記の要否についての規範の提示—8点
- ③あてはめ—2点

[2] Bとの明け渡し請求が難航したのに嫌気がさしたDは、2014年7月15日にEに甲地を売却し、登記も移転した。この場合、BはEに対し甲地の所有権を主張しうるか(15点)。

<解説>

上記の通り、Bは甲地について時効取得しうるが、時効完成後の第三者であるEに対しては登記なくして対抗しえない、すなわちBとEとは二重譲渡となり、対抗関係になるとするのが判例である(最判昭和33年8月28日等)。

本問では、Bには登記なく、Eに登記あるので、BはEに甲地の所有権を主張できない。

<採点基準>

①時効完成後の第三者とは、二重譲渡の関係になり、時効取得者は時効取得を登記なくして対抗できないとする判例理論について言及していれば10点。

②本問での「あてはめ」-5点

[採点講評]

本問は、「相続介在二重譲渡」、「自己の物の時効取得」、「時効取得と登記」といった基本的な問題に対する理解を問うものであり、「相続介在二重譲渡」、「時効取得と登記」については、殆どの人が、判例の見解を前提とした一定水準の解答をしていた。差が見られたのは、「自己の物の時効取得」という論点で、この問題についての言及が見られない答案が一定数あった。また、自己の物の時効取得が可能であるとした解答においても、その理由付けがなされていないものも目立った。

なお、本問では、Bが甲地を時効取得しうるためには、Bの占有が善意無過失であることが必要であるが、この点についての検討がないままに、Bが10年以上占有しているので甲地を時効取得しうるとしている解答が多かったのは残念である。